

裁判傍聴に裁判所へ行こう！

いよいよ原告15名の大型訴訟の弁論が始まります。10・23通達(2003年)から17年余。粘り強く闘われている「日の丸・君が代」強制反対の裁判に絶大なご支援を！

都教委の命令と処分の教育支配を変え、学校に自由と人権を取り戻そう！

東京「君が代」裁判5次訴訟・第1回口頭弁論

(東京地裁民事36部。卒入学式及び再処分処分取消等請求事件。原告15名)

7月29日(木)

13時 傍聴希望者集合

13時30分 開廷

東京地裁510号(定員42名→入廷者数21名)

<注意>新型コロナのため入廷者数は通常の半数となります。また、裁判所の指示によりマスクの着用をお願いします。

報告集会:場所未定。追って連絡。

<東京地裁・高裁への行き方> 地下鉄霞ヶ関A1出口。徒歩1分。



<お問い合わせは下記まで>

「日の丸・君が代」不当処分撤回を求める被処分者の会・東京「君が代」裁判原告団 連絡先: 近藤 090-5327-8318

<被処分者の会HP> <http://www7a.biglobe.ne.jp/~hishobunshankai/> (「被処分者の会HP」でアクセス可)

東京「日の丸・君が代」処分取消五次訴訟提訴にあたっての声明

1 私たち東京「日の丸・君が代」処分取消訴訟原告団（東京「君が代」裁判原告団）15名は、本日、東京都教育委員会を被告として、原告らに対する懲戒処分26件の取消を求めて、東京地方裁判所に提訴しました。

原告ら（都立学校の教員・元教員）は、2003年10月23日に出された通達（「10・23通達」）に基づく職務命令に違反したとして処分を受けました。この通達は、学校長に対する職務命令として、校長が、教職員にあてに卒業式等において「国旗に向かって起立し、国歌を斉唱すること」を命じる職務命令を出させることをその内容としています。これまでも起立斉唱命令違反を理由とする懲戒処分の取消訴訟を提起してきましたが、今回の提訴は、東京「日の丸・君が代」処分取消訴訟としては第5回目の提訴となります（第1次訴訟2007年2月提訴：原告173名、第2次訴訟2007年9月提訴：原告67名、第3次訴訟2010年3月提訴：原告50名、第4次訴訟2014年3月提訴：原告14名）。

2 10・23通達をめぐっては、2011年5月30日以降、最高裁において、起立斉唱に関しては、「国旗及び国歌に対する敬意の表明の要素を含む行為」として個人の思想良心の自由に対する間接的な制約となるとの判断が示されました。起立斉唱命令に違反したことを理由とする懲戒処分についても、第1次訴訟の最高裁2012年1月16日判決で「減給以上の処分を選択することの相当性を基礎づける具体的な事情」が必要であるとされ、過去の不起立を理由とする処分歴が相当性を基礎づける具体的な事情に当たらないとして、都教委が行ってきた「累積加重処分」を断罪し、減給以上の処分がすべて取り消されました。減給以上の処分が取り消される判断は、第2次訴訟の最高裁2013年9月6日判決でも確認され、第3次・第4次提訴でも踏襲されています。なお、戒告については取り消されることはありませんでしたが、第1次訴訟最高裁判決では、都教委に対して強権的に処分を繰り返すのではなく謙抑的な対応によって教育現場の状況の改善を求める補足意見が出されています。

3 原告ら起立斉唱命令違反を理由として懲戒処分を受けた教職員は、自身の思想、信条から起立斉唱できないにもかかわらず、そのことを理由として繰り返し懲戒処分を科され、再発防止研修の受講を義務付けられるなど自身の思想信条に対する不利益を受けながら、また、処分されたことを理由として勤務評定を下げられる等教員としての尊厳を傷つけられながらも、粘り強く裁判を闘ってきました。

しかし、都教委は、最高裁判決が求める謙抑的な対応による解決ではなく、強権的に処分を繰り返す対応に終始してきました。原告らが求める話し合いには一切応ぜず、処分を取り消された者への謝罪・名誉回復は全く行わない、断罪された「累積加重処分」の根本的な見直しすら行わない、さらにはあろうことか再処分を強行する、再発防止研修を異常なまでに強化する一方、現場では、批判を許さない体制を作り上げ、最後には再任用を打ち切って教育現場からの排除に繋げる等々、反省のかけらも見られません。

4 原告らの中には、一度は減給以上の処分を取り消された後、再び同じ卒業式等での不起立を理由として今回取り消しを求める戒告処分を受けた者が含まれています。都教委の違法な懲戒処分が取り消されたにもかかわらず、なぜ原告らは、精神的苦痛も十分に慰謝されぬまま、再度の懲戒処分によってかつての減給処分以上の経済的損失を被らなければならないのでしょうか。とりわけこの間に、都職員の昇給と勤勉手当に関する規則が2度にわたって改訂され、懲戒処分による経済的損失が大幅に増大されています。再処分を受けた者は、都教委が違法な減給処分をしなければ受けなくて済んだはずの経済的損失を被ることを余儀なくされています。

また、都教委は、現在のコロナ禍においても感染防止のため卒業式等の簡略化を求めつつ、「国歌斉唱」のみは必ず実施するよう指示し、職務命令を出し続けています。「国歌斉唱」の「職務命令」に執着し、実質的な二重処罰となる再処分をも厭わない都教委の姿勢はもはや異常というほかありません。

本日までに「10・23 通達」に基づく起立斉唱命令に違反することを理由とする懲戒処分は 485 件という膨大な数にのぼっています。この数字も、東京の教育行政の異常さを物語っています。

そして、2019 年、国際機関 (ILO/UNESCO) から、式典で明らかな混乱をもたらさない場合にまで国歌の起立斉唱行為のような愛国的な行為を「強制」することは、個人の価値観や意見を侵害するとの勧告がだされたことによって、東京の教育行政の異常さは国際社会にも認識されるに至っています。

5 「10・23 通達」発出からすでに 17 年余がたちました。10・23 通達以来の職務命令によって教職員を従わせようとする都教委の、学校の命である自由闊達な教育実践を大きく阻害しています。その最大の被害者は生徒たちです。これ以上、可能性に満ちた生徒たちを都教委による管理統制の下に置くことはできません。

私たちは、本日、「人権の最後の砦」である裁判所に懲戒処分の取消を求めて第 5 次訴訟を提訴しました。今こそ裁判所は、都教委の暴走から国民の権利・自由を守るため、問題解決に向けてその役割を果たすべきときです。

教職員や生徒らの「思想・良心・信仰の自由」が守られる自由で民主的な教育をよみがえらせるため、教職員・生徒・保護者・市民と手を携えて、国旗・国歌（日の丸・君が代）強制に反対し、すべての処分を撤回させるまで闘い抜く決意です。

皆様のご理解とご支援を心よりお願い申し上げます。

2021年3月31日

東京「君が代」裁判 5 次訴訟原告団
同 弁護団

第11回「日の丸・君が代」問題等全国学習・交流集会(2021年7月18日)

国連自由権規約委員会に、「国旗国歌強制」は規約違反と通報レポート

東京・教育の自由裁判をすすめる会国際人権プロジェクトチーム 花輪紅一郎

1. 人権保障(思想・良心・宗教の自由)の国際標準

自由権規約18条の規定は、日本国憲法19上と比べて極めて具体的であり、人権制約がやむを得ない場合の条件も第3項に具体的に記されている。その条件とは“law solely”“purpose”“necessary”の3つである。

※自由権規約第18条(思想・良心・宗教の自由)

- 1 すべての者は、思想、良心及び宗教の自由についての権利を有する。この権利には、自ら選択する宗教又は信念を受け入れ又は有する自由並びに、単独で又は他の者と共同して及び公に又は私的に、礼拝、儀式、行事及び教導によってその宗教又は信念を表明する自由を含む。
- 2 何人も、自ら選択する宗教又は信念を受け入れ又は有する自由を侵害するおそれのある強制を受けない。
- 3 宗教又は信念を表明する自由については、法律で定める制限であって公共の安全、公の秩序、公衆の健康若しくは道徳又は他の者の基本的な権利及び自由を保護するために必要なもののみを課することができる。
- 4 この規約の締結国は、父母及び場合により法定保護者が、自己の信念に従って児童の宗教的及び道徳的教育を確保する自由を有することを尊重することを約束する。

※日本国憲法19条(思想及び良心の自由)

思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

2. 国連自由権規約委員会第7回日本政府報告書審査の経過

2017年07月	[CCPR ← NGO]	市民から情報提供レポート提出	<A>
2017年11月	[CCPR → 日本政府]	国連から日本政府に「質問リスト(List of Issues)」	
2020年04月	[CCPR ← 日本政府]	質問リストに対する回答の形で、政府報告書	<C>
2020年09月	[CCPR ← NGO]	政府報告書に対して再び市民からカウンターレポート	<D>
2020年10月～11月		ジュネーブで日本政府報告審査・・・の予定だったが、コロナのため無期延期。	

※ CCPR(国連自由権規約委員会)、NGO(東京・教育の自由裁判をすすめる会)

<A> NGOLレポートで、国連に通報したこと

- 2003年「10・23通達」以来毎年良心的不服従者は絶えることなく、東京の被処分者数は累計480名に達した。
- 被処分者には「再発防止研修」で、「日の丸・君が代」に敬意を表するよう思想改変が強要される。
- 退職教員の抗議行動に「公共の福祉」名目で刑事罰を科されたことから萎縮効果が高まっている。

 自由権規約委員会が日本政府に回答を求めたこと(List of Issues)

事前質問(List of Issues)30項目の中に、私たちの通報に対して応答した質問が2つあった。

ポイントは、パラ23では「どんな対策を講じたか」、パラ26では「10・23通達の規約適合性を説明せよ」

23. 前回の総括所見(パラ22)を踏まえ、「公共の福祉」という曖昧で制限がない概念を明確化し、規約第18条及び第19条の各第3項に規定される限定的な要件を超えた、思想、良心及び宗教の自由又は表現の自由に対する権利への如何なる制限も課さないことを確実にするために講じた措置について報告願いたい。(日弁連訳)
26. 2003年に東京都教育委員会によって発出された「10・23通達」を教員や生徒に対して実施するためにとられた措置が規約に適合するかどうかに関して、儀式において生徒を起立させるために物理的な力が用いられており、また教員に対しては経済的制裁が加えられているという申立てを含めて、説明願いたい。(日弁連訳)

<C> List of Issues に対する日本政府の回答

質問23に対して

201. 「公共の福祉」の概念およびその実際の施行は、規約に基づいて日本が提出した第6回定期報告のパラ5で述べられているとおりである。

質問26に対して

216. 学校において国旗および国歌について生徒に教えることは、学習指導要領の「入学式や卒業式などにおいては、学校はその意義を踏まえ、国旗を掲揚し、国歌を斉唱するよう生徒を指導するものとする」という規定に基づいて実施されている。この目的は生徒の内心に踏み込んで国旗国歌を強制することではない。国旗国歌の指導は教育課題の一つとして実施されているという以上の意味はない。

217. 付属文書13(注*)で述べられている通り、一般に、全て公務員は、あらゆる市民の奉仕者として、公共の福祉に奉仕し、職務の遂行にあたって法令及び規則、且つ、上司の命令を尊重することが求められる。同様に地方公務員である東京都立学校の教員もまた教育活動を遂行するに当たって、法令及び規則、且つ、上司の命令を尊重する職務上の義務を負う。上司である校長が上記教員に入学式などの儀式において、学校教育法とその施行令に基づくカリキュラム基準である学習指導要領に基づき国旗と国歌を指導するよう命令した場合、教員はその命令に従う職務上の義務を負う。

[* 地方公務員法30条(サービスの根本基準)、32条(法令等及び上司の職務上の命令に従う義務)]

218. この点に関して、2011年6月6日の最高裁判決は、卒業式などの儀式において慣例上の儀式的所作として国歌斉唱時に起立して歌うことを求める職務命令は、その命令の目的と内容および制約の形態を総合的に判断すれば、命令によってもたらされる制約を許容し得る程度の必要性及び合理性が認められると判じている。

219. したがって、これらの命令は規約18条の目的に反しない。

→質問23の答は、前回回答の繰り返しでお茶を濁しており、何の「対策も講じて」いないことを自ら認めたに等しい。

→質問26の答は、最高裁判所の国内判例を引用して正当化を図っているだけで、国際基準を無視している。

<D> 政府報告に対し、NGOがカウンターレポートで反論

質問23「公共の福祉」

○聞かれている「講じた対策」に何も触れていない。前回の勧告から6年間、放置してきた政府の怠慢は明らか。

○人権制約概念の国際基準(注1)はどうかっているのか、「公共の福祉」が他国の憲法で(注2)どのような扱いを受けているのか、何の研究も行わず、主観的な自国の解釈を国際社会の中で押し通そうとしているだけ。

○担当部署ないし審議機関を設けて、期限を定めて解決に向けて対策を講ずるよう、勧告を求めた。

(注1) 人権制約概念の国際基準は、『世界人権宣言』(1948)29条2項(自由権18条3項と同趣旨)

(注2) 「公共の福祉」を用いている憲法は、ドイツ・デンマーク・ブラジル・韓国。前三者は「所有権」「財産権」の制約に限る。

質問26「10・23通達」

○「10・23通達」が名指して問われているのに、発出した東京都教育委員会は「締約国の地方公共団体として国際人権規約について答える立場にありません」と、条約遵守義務を否定し、NGOの質問に一切答えていない。

○「10・23通達」は、普通に考えて、規約18条第3項の人選制約が許される厳しい3条件を満たしていない。

・「立法」:「起立斉唱」を明文化した法令はない。東京都の場合は、法律によらず処分するため、「10・23通達」に「教職員は国旗に向かって起立し、国歌を斉唱する」と記載し、「職務命令」違反という外形を用意した。

・「目的」:敬意表明行為の国家による強制は、愛国心という一定の価値観の押しつけであり、「慣例的な儀礼的所作」という表現は、政治的意図を覆い隠す詐術。都教委の真のねらいは、生徒の起立斉唱への誘導。

・「必要不可欠」:CD放送代替も可能だし、教員の不起立によって式典に影響が生じたことは立証されていない。

○教職員の市民的権利が尊重され、不利益に扱われないよう勧告を求める。

東京都障害児学校労働組合(都障労組)

〒166-0002 東京都杉並区高円寺北3-31-3 Rozi 高円寺
03-3223-8616



E-mail tosyourou_so@jcom.home.ne.jp



フェイスブック <https://www.facebook.com/tosyourouso/>

ホームページ

2021「日の丸・君が代」問題等全国学習・交流集会特別号

〈「日の丸・君が代」強制は、いまでも続く〉

2021年4月16日現在で、卒業式等の「君が代」不起立による被処分者数は、東京都でのべ484人になります。

2003年に「10・23通達」(裏面に掲載)が発出され、各学校長から所属の教職員に職務命令が出されました。「10・23通達」が出されてから、18年経ちますが、通達前の様子が思い出せないほど学校現場は様変わりしてしまいました。コロナ禍の現在、学校で感染予防から「君が代」斉唱ができない現在も、都教委は卒・入学式で「日の丸」を貼り、「君が代」CDで音楽を流させています。

かつての都立学校では、自由な議論と民主的な学校づくりが行われていたのです。職員会議では重要な問題は、審議事項として時間をかけて議論が行われ、あらゆる問題を話し合ってきました。かつてを振り返ってみましょう。

〈予防訴訟一組員がほぼ全員が原告に〉

「10・23通達」に違反すると、懲戒処分が伴うことを知って、教職員たちは、何とか阻止できないか考えました。

一般的な懲戒処分の争い方は、不服がある場合は法定抗告訴訟となります。元凶である「10・23通達」を取り消すには、「通達が内部文書」であるので、取り消したりできないというのが裁判所の考えだったのです。裁判闘争を考えた当時、法律に定めがない無名抗告訴訟がありませんでした。

「日の丸」で起立して「君が代」斉唱をする必要がないことを裁判で訴えようと、労働組合ではなく、教職員自身が原告になるという「国歌斉唱義務不存在等請求訴訟」(予防訴訟)を起こしました。まだ懲戒処分が起きていないことをあらかじめ訴える、予防的な訴訟です。市民の方々もたくさん支援してくださいました。

都障労組は組合員に、予防訴訟の原告になる人は、弁護士費用を組合負担するという提起をしたところ、ほぼ全員が原告になりました。

〈難波判決〉

東京地裁の難波判決では、主文「原告らが勤務する学校での入学式卒業式等の式典会場において、会場の指定された席で国旗に向かって起立し、国歌を斉唱する義務のないことを確認する。他省略」という全面勝訴の画期的判決でした。ところが行政法改正により、高裁・最高裁と敗訴してしまいます。

〈東京「君が代」裁判〉

予防訴訟は、処分される前に国歌斉唱義務不存在等をあらかじめ確認する裁判でした。これに対して、「君が代」裁判は、受けた処分が不当だから取り消せというものです。

これらの裁判では、「なぜ起立できなかったのか」という原告の気持ちを証人尋問で訴えました。一例を示してみましょう。

・教員に「日の丸・君が代」を受け入れがたいルーツをもつ生徒がいることで、どうしても立てなかった。

・キリスト教の信仰から、「日の丸・君が代」は受け入れられず、心身ともに不調になり、最後は自分の心に従った。

・生徒自身が「日の丸・君が代」で立てない、勇気が欲しいので担任である自分に「一緒に座って」と言い、その信頼を裏切れないから。

・自分の心を偽って「私は大丈夫」と言い聞かせて、今まで起立してきたが、ついに限界が訪れ、心身ともに不調になってしまった。もう自分を偽れなくなってしまった。

・教員の自分が起立することで、モデルとなって生徒を立てさせてしまう。

東京「君が代」裁判第1次訴訟等から、最高裁判決の主文「懲戒処分のいづれも取り消す(他省略)」と減給以上の懲戒処分がすべて取り消されました。戒告は、取り消されていません。

〈「再処分」〉

東京地裁で提訴してから最高裁で判決が出るまで、8年以上かかっています。東京「君が代」裁判を闘った結果として、最高裁で処分が取り消されました。すでに退職した者には、「再処分」はできませんが、都教委は、現職教員を再び聴取して、「戒告」に再処分し直したのです。都教委の処分量定変更によって、新たな「戒告」は、かつての「減給」より過酷な処分になっています。こんなこと考えられますか？

〈パワハラ横行〉

意見が いえる 職員会議がなくなり、その弊害から民間企業で廃止された人事考課制度が導入され、統括校長、校長、指導・主幹教諭、主任教諭、教諭という職階制が導入され、ますます学校現場が分断されています。また、毎年新採教諭100人近くを正規採用することなく、辞職に追い込んでいます。学校現場にパワハラが横行するようになっていきます。

〈再任用「不起立」者に対するあらかじめの通告〉

定年退職後に無年金期間が生じることで「雇用と年金との接続」として、希望者全員を再任用職員として採用することになりました。

ところが、「不起立」した教員が再任用に合格するや否や、不当にも指導部長より年金がもらえる3年後に「雇用はあり得ないので、あらかじめ通知しておく」と言われたのです。

〈2018年度から「不起立」者ゼロ〉

不起立しそうな特別支援学校教員には、小学部2・3年生の担任にし、「卒業式等は教室で授業をする」と職務命令を出しています。高校の教員には、「起立」の意思確認ができない者には、担任外しをする方法で、2018年度からの3年間不起立者をゼロにしました。

〈東京「君が代」裁判第5次訴訟提訴〉

「日の丸・君が代」強制反対の闘いは、継続的に都教委に対して請願や抗議を行い、学習会や集会を開催しています。

2021年3月31日「日の丸・君が代」処分取り消し訴訟第5次原告団（原告15人）が懲戒処分の26

件（懲戒処分5人10件と再処分13人16件）の取り消しを求めて、東京地裁に提訴しました。全力で応援しましょう。

入学式、卒業式等における国旗掲揚及び国歌斉唱の実施について(通達)

〈2003年 10・23通達〉

- 1 学習指導要領に基づき、入学式、卒業式等を適正に実施すること。
- 2 入学式、卒業式等の実施に当たっては、別紙「入学式、卒業式等における国旗掲揚及び国歌斉唱に関する実施指針」のとおり行うものとする。
- 3 国旗掲揚及び国歌斉唱の実施に当たり、教職員が本件通達に基づく校長の職務命令に従わない場合は、職務上の責任を問われることを、教職員に周知すること。

別紙 入学式、卒業式等における国旗掲揚及び国歌斉唱に関する実施指針

1 国旗の掲揚について

入学式、卒業式等における国旗の取り扱い、次のとおりとする。

- (1) 国旗は、式典会場の舞台正面に掲揚する。
- (2) 国旗とともに都旗を併せて掲揚する。この場合、国旗にあつては舞台上正面に向かって左、都旗にあつては右に掲揚する。
- (3) 屋外における国旗の掲揚については、掲揚塔、校門、玄関等、国旗の掲揚状況が児童・生徒・保護者その他来校者が十分認知できる場所に掲揚する。
- (4) 国旗を掲揚する時間は、式典当日の児童・生徒の始業時刻から終業時刻とする。

2 国歌の斉唱について

入学式、卒業式等における国歌の取り扱い、次のとおりとする。

- (1) 式次第には、「国歌斉唱」と記載する。
- (2) 国歌斉唱に当たっては、式典の司会者が、「国歌斉唱」と発声し、起立を促す。
- (3) 式典会場において、教職員は、会場の指定された席で国旗に向かって起立し、国歌を斉唱する。
- (4) 国歌斉唱は、ピアノ伴奏等により行う。

3 会場設営等について

入学式、卒業式等における会場設営の取り扱い、次のとおりとする。

- (1) 卒業式を体育館で実施する場合には、舞台上に演台を置き、卒業証書を授与する。
- (2) 卒業式をその他の会場で行う場合には、会場の正面に演台を置き、卒業証書を授与する。
- (3) 入学式、卒業式等における式典会場は、児童・生徒が正面を向いて着席するように設営する。
- (4) 入学式、卒業式等における教職員の服装は、厳粛かつ清らかな雰囲気の中で行われる式典にふさわしいものとする。